

大分県報

平成二十四年
号外 (七)
二月二十八日

(火曜日)

目次

告 示
化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準……………一

○告 示

大分県告示第四百十一号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号。以下「防止法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を定める告示（平成十九年大分県告示第六百五十二号）は、廃止する。ただし、平成二十四年五月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては特定排出水の量）を除く特定排出水の量（以下「平成二十四年五月一日前の特定施設に係る量」という。）に係るCc、Cco、Cci、Ccj、Cno、Cni、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成二十六年三月三十一日までの間は、なお従前のおりとする。

平成二十四年二月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

化学的酸素要求量に係る総量規制基準

一 適用する区域

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号。以下「特別措置法」という。）第五条第一項に規定する大分県の区域

二 適用する工場又は事業場

防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量（以下「日平均排水量」という。）が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

という。）

三 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定地域内事業場の区分

総量規制基準

一 昭和五十五年七月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第五条若しくは第八条の規定による許可の申請又は防止法第五条若しくは第七条の規定による届出（以下「許可の申請等」という。）がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）

$$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$$

二 昭和五十五年七月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。）であつて、同日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）

$$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$$

三 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第三百二十七号。以下「昭和五十六年改正政令」という。）の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）

$$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$$

四 昭和五十六年改正政令の施行により昭和五十七年七月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。）であつて、同日以後許可の申請等がされたもの及び昭和五十六年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）

$$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$$

五 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第五十七号。以下「昭和五十七年改正政令」という。）の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業

<p>場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成三年政令第二百四十号。以下「平成三年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
<p>昭和五十七年改正政令の施行により昭和五十八年一月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。)であつて、同日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和五十七年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされたものを除く。)</p>	<p>平成三年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であつて、平成三年十月一日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和六十三年政令第二百五十二号。以下「昭和六十三年改正政令」という。)の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。)</p>	<p>平成九年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であつて、平成九年十二月一日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成九年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
<p>昭和六十三年改正政令の施行により平成元年四月一日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。)であつて、同日以後許可の申請等がされたもの及び昭和六十三年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされたものを除く。)</p>	<p>平成十年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であつて、平成十年六月十七日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
<p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成二年政令第二百六十六号。以下「平成二年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十一年政令第四百十二号。以下「平成十一年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
<p>平成二年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であつて、平成三年四月一日以後許可の申請等がされた特定施設(指定地域特定施設を含む。)が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	<p>平成十一年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場であつて、平成十二年三月一日以後許可の申請等がされた特定施設が設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成十一年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cci \cdot Qci + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

備考 この表に掲げる式において、Lp、Cp、Qp、Cpi、Qpi、Cpo及びQpoは、それぞれ次の値を	<p>別表二第三欄(1)に掲げる窒素含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>特定排出水の量(単位 一日につき立法メートル)</p> <p>別表二第三欄(2)に掲げる窒素含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>平成十四年十月一日以後に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置された指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(単位 一日につき立法メートル)</p> <p>Cnと同じ値(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>Cn 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 一日につき立法メートル)</p> <p>Qno 同じ値(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>りん含有量に係る総量規制基準</p> <p>適用する区域</p> <p>一 防止法第四条の二第一項に規定する大分県の区域</p> <p>二 適用する工場又は事業場</p> <p>防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、一日当たり平均的な排出水の量(以下「日平均排水量」という。)(単位 五立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。))</p> <p>三 総量規制基準</p> <p>総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>別表一</p> <p>この告示は、平成二十四年五月一日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>Qpo 特定排出水の量(Qpiを除く。)(単位 一日につき立法メートル)</p> <p>Cpo Cpと同じ値(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>Qpi 平成十四年十月一日以後に許可の申請等がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置された指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(単位 一日につき立法メートル)</p> <p>Cpi 別表三第三欄(2)に掲げるりん含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>Qp 特定排出水の量(単位 一日につき立法メートル)</p> <p>Cp 別表三第三欄(1)に掲げるりん含有量(単位 一リットルにつきミリグラム)</p> <p>Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)</p> <p>表示ものとする。</p>
	<p>指定地域内事業場の区分</p> <p>平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に特別措置法第五条若しくは第八条の規定による許可の申請又は防止法第五条若しくは第七条の規定による届出(以下「許可の申請等」という。))がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)</p> <p>平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に許可の申請等がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含む。))であつて、同日以後許可の申請等の変更がされたもの及び同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場(同日前に許可の申請等がされたものを除く。)</p>	<p>総量規制基準</p> <p>$Lp = Cp \cdot Qp$ $\times 10^{-3}$</p> <p>$Lp = (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$</p>	<p>業種その他の区分</p> <p>化学的酸素要求量(単位 一リットルにつきミリグラム)</p>
<p>一</p> <p>平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に特別措置法第五条若しくは第八条の規定による許可の申請又は防止法第五条若しくは第七条の規定による届出(以下「許可の申請等」という。))がされた特定施設が同日以後設置され、又は当該特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)</p>	<p>総量規制基準</p> <p>$Lp = Cp \cdot Qp$ $\times 10^{-3}$</p>	<p>項番号</p> <p>二 畜産農業</p> <p>三 天然ガス鉱業</p> <p>四 非金属鉱業</p> <p>五 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業</p> <p>六 乳製品製造業</p> <p>七 畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)</p> <p>八 水産缶詰・瓶詰製造業</p> <p>九 寒天製造業</p> <p>一〇 魚肉ハム・ソーセージ製造業</p> <p>一一 水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)</p> <p>一二 冷凍水産物製造業</p>	<p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

一三	冷凍水産食品製造業	六〇	五〇	四〇	三四	穀類でんぶん製造業	五〇	五〇	四〇
一四	水産食料品製造業（八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	六〇	五〇	四〇	三七	豆腐・油揚げ製造業	六〇	四〇	四〇
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	(1) みかん缶詰製造工程	九〇	六〇	三八	あん類製造業	七〇	七〇	五〇
		(2) その他のもの	六〇	四〇	三九	冷凍調理食品製造業	四〇	三〇	三〇
一六	野菜漬物製造業	六〇	四〇	四〇	四〇	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	四〇	四〇	四〇
一七	味ぞ製造業	七〇	七〇	五〇	四一	清涼飲料製造業	四〇	三〇	三〇
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	七〇	五〇	四二	果実酒製造業	三〇	三〇	三〇
一九	うま味調味料製造業	三〇	三〇	三〇	四三	ビール製造業	三〇	三〇	三〇
二〇	ソース製造業	三〇	三〇	三〇	四四	清酒製造業	(1) 日平均排水量一、〇〇〇m ³ 以上の事業場	三〇	三〇
二一	食酢製造業	五〇	四〇	三〇			(2) 日平均排水量一、〇〇〇m ³ 未満の事業場	四〇	四〇
二二	砂糖精製業	四〇	四〇	四〇	四五	蒸留酒・混成酒製造業	四〇	四〇	三〇
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	五〇	四〇			四六	インスタントコーヒー製造業	四〇
二四	小麦粉製造業	四〇	四〇	三〇	四七	配合飼料製造業	二〇	二〇	二〇
二五	パン製造業	五〇	四〇	三〇	四八	単体飼料製造業	二〇	二〇	二〇
二六	生菓子製造業	五〇	四〇	三〇	四九	有機質肥料製造業	二〇	二〇	二〇
二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	四〇	三〇	五〇	たばこ製造業	三〇	二〇	二〇
二八	米菓製造業	五〇	五〇	四〇	五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	三〇	三〇	三〇
二九	パン・菓子製造業（二二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	五〇	五〇	四〇	五五	繊維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの	八〇	八〇	七〇
三〇	植物油脂製造業	五〇	五〇	四〇	五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	九〇	九〇	九〇
三一	動物油脂製造業	五〇	五〇	四〇					
三二	食用油脂加工業	五〇	五〇	四〇					
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	一〇〇	一一〇	一〇〇					

五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程」に付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	四〇	四〇	三〇	七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	七〇	七〇	六〇
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	八〇	八〇	八〇	七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	五〇	五〇	五〇
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	九〇	九〇	九〇	七九	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	一四〇	一三〇	一三〇
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	五〇	五〇	五〇	八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	八〇	八〇	八〇
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	五〇	五〇	五〇	八一	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	六〇	六〇	五〇
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程に付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	九〇	九〇	八〇	八二	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	八〇	七〇	七〇
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	七〇	七〇	六〇					
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	八三	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	七〇	七〇	五五
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇					
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	九〇	九〇	八〇
六八	繊維工業(五五の項から前項までに掲げるものを除く。)	三〇	三〇	三〇					
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	四〇	四〇	四〇	八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	一二〇	一二〇	七〇
七一	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	三〇	三〇	二〇					
七五	木材薬品処理業	(1) 接着機洗浄水を循環するもの	三〇	三〇	八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	一二〇	一二〇	七〇
		(2) その他のもの	四〇	四〇					
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	八〇	八〇	七〇					

一〇六	電炉工業	二〇	二〇	二〇	二〇	一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	(2) クロロプレンゴム製造工程	一四〇	一四〇	一三〇
一〇五	ソーダ工業	二〇	二〇	二〇	二〇	一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程	七〇	七〇	六〇
一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇	三〇	一一一	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	(2) その他のもの	三〇	三〇	三〇
一〇三	複合肥料製造業	三〇	三〇	三〇	三〇	一一一	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程	七〇	七〇	七〇
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	三〇	三〇	三〇	三〇	一一一	石油化学系基礎製品製造工程に係るもの	(2) その他のもの	七〇	七〇	七〇
一〇一	製版業	五〇	五〇	五〇	五〇	一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(1) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程	五〇	五〇	四〇
一〇〇	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	五〇	五〇	五〇	五〇	一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(2) その他のもの	五〇	五〇	四〇
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇	三〇	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(1) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程	二〇〇	一九〇	一八〇
九六	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	八〇	八〇	八〇	八〇	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(4) その他のもの	六〇	六〇	四〇
九五	乾式法による繊維板製造業	四〇	四〇	四〇	四〇	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(3) エピクロルヒドリン製造工程	一五〇	一四〇	一三〇
九四	セロファン製造業	四〇	四〇	四〇	四〇	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(2) セトン又はアセトアルデヒドの製造工程	一〇〇	九〇	八〇
九三	重包装紙袋製造業	七〇	七〇	七〇	七〇	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程	二二〇	二二〇	二〇〇
九二	段ボール製造業	四〇	四〇	四〇	四〇	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(3) その他のもの	二〇	二〇	二〇
九一	塗工紙製造業	二〇	二〇	二〇	二〇	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程	五〇	五〇	五〇
九〇	手すき和紙製造業	九〇	九〇	九〇	九〇	一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程	七〇	七〇	六〇
八九	機械すき和紙製造業	六〇	六〇	六〇	六〇	一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	(2) その他のもの	二〇	二〇	二〇
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	五〇	四〇	四〇	四〇	一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) 黄鉛製造工程を有するもの	二〇	二〇	二〇
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇	三〇	一〇七	無機顔料製造業	(2) その他のもの	二〇	二〇	二〇
八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	六〇	五〇	四〇	四〇	一〇七	無機顔料製造業	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程	六〇	六〇	五〇

一三三	生物学的製剤製造業				一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	二〇	二〇	二〇
一三四	生薬・漢方製剤製造業				一五四	なめしかわ製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一三五	動物用医薬品製造業				一五五	毛皮製造業	五〇	五〇	五〇
一三六	火薬類製造業	(1)	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程	六〇	六〇	五〇	一〇	一〇	一〇
		(2)	その他のもの	三〇	二〇	二〇	一〇	一〇	一〇
一三七	農薬製造業				一五八	ガラス製加工素材製造業	一〇	一〇	一〇
一三八	合成香料製造業				一五九	ガラス容器製造業	一〇	一〇	一〇
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）				一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一〇	一〇	一〇
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業				一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一〇	一〇	一〇
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）				一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	五〇	五〇	五〇
一四三	写真感光材料製造業				一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業				一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇	一〇	一〇
一四五	イオン交換樹脂製造業				一六五	生コンクリート製造業	一〇	一〇	一〇
一四六	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）				一六六	コンクリート製品製造業	一〇	一〇	一〇
一四七	石油精製業	(1)	潤滑油製造工程を有するもの	三〇	三〇	四〇	一〇	一〇	一〇
		(2)	その他のもの	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	(1)	硫酸洗浄工程を有するもの	四〇	四〇	四〇	二〇	二〇	二〇
		(2)	その他のもの	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇
一四九	コークス製造業				一七〇	鋳物・土石粉碎等処理業	二〇	二〇	二〇
一五〇	石油コークス製造業				一七二	うわ葉製造業	二〇	二〇	二〇
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	(1)	コークス炉を有するもの	一八〇	一八〇	九〇	五〇	四〇	三〇
		(2)	その他のもの	七〇	七〇	五〇	二〇	二〇	二〇
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの				一七五	フェロアロイ製造業	二〇	二〇	二〇
					一七三	高炉による製鉄業	二〇	二〇	二〇
					一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	二〇	二〇
				二〇			二〇	二〇	

一七八	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	二〇	二〇	二〇	一九八	鉄粉製造業	一九八	一〇	一〇	一〇
一七九	熱間圧延業(二八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	一九九	鉄鋼業(一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1) 日平均排水量二、〇〇〇m ³ 以上の事業場 (2) 日平均排水量二、〇〇〇m ³ 未満の事業場	一〇	一〇	一〇
一八〇	冷間圧延業(二八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	二〇〇	非鉄金属製造業	(1) 日平均排水量二、〇〇〇m ³ 以上の事業場 (2) 日平均排水量二、〇〇〇m ³ 未満の事業場	二〇	一〇	一〇
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	二〇	二〇	二〇	二〇一	電気めつき業	二〇一	四〇	四〇	四〇
一八二	鋼管製造業	二〇	二〇	二〇	二〇二	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	二〇二	二〇	二〇	二〇
一八三	伸鉄業	一〇	一〇	一〇	二〇三	一般機械器具製造業	二〇三	二〇	二〇	二〇
一八四	磨棒鋼製造業	一〇	一〇	一〇	二〇四	電子回路製造業	二〇四	二〇	二〇	二〇
一八五	引抜鋼管製造業	一〇	一〇	一〇	二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	二〇五	二〇	二〇	二〇
一八六	伸線業	一〇	一〇	一〇	二〇六	輸送用機械器具製造業	二〇六	二〇	二〇	二〇
一八七	ブリキ製造業	二〇	二〇	二〇	二〇七	精密機械器具製造業	二〇七	一〇	一〇	一〇
一八八	亜鉛鉄板製造業	二〇	二〇	二〇	二〇八	ガス製造工場	二〇八	二〇	二〇	一〇
一九〇	めつき鉄鋼線製造業	二〇	二〇	二〇	二〇九	下水道業	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの (2) その他のもの	二〇	二〇	二〇
一九一	表面処理鋼材製造業(二八七の項から前項までに掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇	二一〇	空瓶卸売業	二一〇	三〇	二〇	二〇
一九二	鍛鋼製造業	一〇	一〇	一〇	二一一	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。)	二一一	四〇	四〇	三〇
一九三	鍛工品製造業	一〇	一〇	一〇	二一二	弁当仕出屋又は弁当製造業	(1) 日平均排水量一〇〇m ³ 以上の事業場	五〇	五〇	四〇
一九四	铸鋼製造業	二〇	二〇	二〇						
一九五	銑鉄铸物製造業(二九六の項及び一九七の項に掲げるものを除く。)	一〇	一〇	一〇						
一九六	铸鉄管製造業	一〇	一〇	一〇						
一九七	可鍛铸鉄製造業	一〇	一〇	一〇						

一三	冷凍水産食品製造業	五〇	三〇	三五	めん類製造業	三〇	二〇
一四	水産食料品製造業（八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	四五	三〇	三七	豆腐・油揚製造業	三五	二五
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三〇	二〇	三八	あん類製造業	三〇	二〇
一六	野菜漬物製造業	二五	二〇	三九	冷凍調理食品製造業	三〇	二五
一七	味そ製造業	二五	二〇	四〇	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造業に係るもの	二五	二〇
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	五〇	三〇	四一	清涼飲料製造業	三〇	二〇
一九	うま味調味料製造業	二五	二〇	四二	果実酒製造業	二五	二〇
二〇	ソース製造業	二〇	一五	四三	ビール製造業	二五	二〇
二一	食酢製造業	二〇	一五	四四	清酒製造業	二〇	一五
二二	砂糖精製業	二五	一〇	四五	蒸留酒・混成酒製造業	二〇	一五
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	八五	二〇	四六	インスタントコーヒー製造業	二五	二〇
二四	小麦粉製造業	二五	二〇	四七	配合飼料製造業	二五	二〇
二五	パン製造業	二五	二〇	四八	単体飼料製造業	二五	二〇
二六	生菓子製造業	二五	二〇	四九	有機質肥料製造業	二五	二〇
二七	ビスケット類・干菓子製造業	二五	二〇	五〇	たばこ製造業	二五	二〇
二八	米菓製造業	二五	二〇	五一	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	二五	二〇
二九	パン・菓子製造業（二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二五	二〇	五五	繊維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの	二五	二〇
三〇	植物油脂製造業	二五	二〇	五七	繊維工業で麻製繊維工程に係るもの	二五	二〇
三一	動物油脂製造業	二五	二〇	五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	二五	二〇
三二	食用油脂加工業	二五	二〇				
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二五	二〇				
三四	穀類でんぷん製造業	二五	二〇		繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理	九〇	三五
					（1）綿織物捺染工程		

平成二十四年二月二十八日

大分県報号外（告示）

一三三

五九	工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	(2) その他のもの	三〇	二〇	七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	二五	二〇
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		二五	二〇	七九	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	二五	二〇
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		三〇	二〇	八〇	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	二五	二〇
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		二五	二〇	八一	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	二五	二〇
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの		二五	二〇	八二	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	二五	二〇
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		二五	二〇	八三	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	二五	二〇
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		二五	二〇	八四	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	二五	二〇
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		二五	二〇	八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	二五	二〇
六八	繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。）		二五	二〇	八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	二五	二〇
六九	一般製材業又は木材チップ製造業		二五	二〇	八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	二五	二〇
七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		二五	二〇				
七五	木材薬品処理業		二五	二〇				
七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		二五	二〇				
七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		二五	二〇				

八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		二五	二〇		(1) バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）	三、〇〇〇	三、〇〇〇
八九	機械すき和紙製造業		二五	二〇		(2) 酸化コバルト製造工程	四四〇	四四〇
九〇	手すき和紙製造業		二五	二〇		(3) モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）	三、〇〇〇	三、〇〇〇
九一	塗工紙製造業		二五	二〇		(4) イットリウム酸化物製造工程	八〇	五〇
九二	段ボール製造業		二五	二〇		(5) 酸化銀製造工程	二〇〇	一五〇
九三	重包装紙袋製造業		二五	二〇		(6) 酸化ジルコニウム製造工程	二〇〇	一五〇
九四	セロファン製造業		二五	二〇		(7) 窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程	八〇	五〇
九五	乾式法による繊維板製造業		二五	二〇		(8) その他のもの	五〇	三〇
九六	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		二五	二〇		(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するもの	一五〇	五〇
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）		二五	二〇		(2) その他のもの	三〇	二〇
一〇〇	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		二五	二〇		(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するもの	一〇〇	五〇
一〇一	製版業		二五	二〇		(2) その他のもの	三〇	二〇
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	(1) アンモニア製造工程 (2) アンモニア誘導品製造工程 (3) 尿素製造工程 (4) その他のもの	九〇 三五〇 一、五〇〇 八〇	三〇 二〇〇 二〇〇 四〇		(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するもの	一〇〇	五〇
一〇三	複合肥料製造業		四〇	三五		(2) その他のもの	四〇	二〇
一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）		一五	一〇		石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	三〇	二〇
一〇五	ソーダ工業		二〇	一五		(1) 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの	一五〇	五〇
一〇六	電炉工業		二〇	二〇		(2) その他のもの	三〇	二〇
一〇七	無機顔料製造業	(1) 黄鉛顔料製造工程 (2) その他のもの	四〇〇 七〇	三〇〇 四〇		(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するもの	五五	二五

平成二十四年二月二十八日

大分県報号外（告示）

一五

一一三	中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	(2) その他のもの	一五	一五	一一二	有機化学工業製品製造業(一〇九の項から前項に掲げるものを除く。)	(2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程 (3) メラミン製造工程 (4) 化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。)	一、五〇〇	一、〇〇〇
一一四	石油化学系基礎製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するもの (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程 (3) その他のもの	三〇	二〇	一一三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	(5) その他のもの	五〇〇	二〇
一一五	脂肪族系中間物製造業	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するもの (2) 窒素又はその化合物を原料として使用するもの	一〇〇	五〇	一一四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		二五	一五
一一六	メタン誘導品製造業		四〇	二〇	一一五	合成繊維製造業	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するもの (2) その他のもの	一〇〇	五〇
一一七	発酵工業		四〇	三〇	一一六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		二〇	一五
一一八	コールドール製品製造業		九〇〇	九〇〇	一一七	石けん・合成洗剤製造業		三五	二〇
一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するもの (2) その他のもの	一五〇	八〇	一一八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)		三五	二〇
一二〇	プラスチック製造業	(1) 窒素又はその化合物を原料又は乳化石剤として使用するもの (2) その他のもの	一〇〇	五〇	一二九	塗料製造業		三五	二〇
一二一	合成ゴム製造業	(1) 窒素又はその化合物を原料又は乳化石剤として使用するもの (2) その他のもの	八〇	五〇	一三〇	印刷インキ製造業		二〇	一〇
					一二九	医薬品原薬・製剤製造業	(1) 医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。) (2) その他のもの	一、二〇〇	三〇
					一三二	医薬品製剤製造業		四〇	三〇
					一三三	生物学的製剤製造業		二〇	一五
					一三四	生薬・漢方製剤製造業		二〇	一五

一三五	動物用医薬品製造業	二〇	一五	一五九	ガラス容器製造業		二五	二〇
一三六	火薬類製造業	二五	二〇	一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業		二五	二〇
一三七	農薬製造業	五五	二〇	一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		二五	二〇
一三八	合成香料製造業	五五	二〇	一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		二五	二〇
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	五五	二〇	一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		二五	二〇
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	三〇	二〇	一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）		二五	二〇
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	五〇	二〇	一六五	生コンクリート製造業		二五	一五
一四三	写真感光材料製造業	二〇	一〇	一六六	コンクリート製品製造業		二五	二〇
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	二〇	一〇	一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）		二五	二〇
一四五	イオン交換樹脂製造業	二〇	一〇	一六八	黒鉛電極製造業		二五	二〇
一四六	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	四〇	二〇	一六九	砕石製造業		三〇	二五
一四七	石油精製業	二〇	二〇	一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業		二五	二〇
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	二五	二〇	一七二	うわ葉製造業		二五	二〇
一四九	コークス製造業	八〇〇	六〇〇	一七三	高炉による製鉄業	(1) コークス製造工程	六〇〇	四〇〇
一五〇	石油コークス製造業	二五	二〇			(2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	七〇	五〇
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	二五	二〇			(3) その他のもの	二〇	二〇
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗淨工程に係るもの	二五	二〇	一七五	フェロアロイ製造業		二〇	二〇
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	二五	二〇	一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		二〇	一〇
一五四	なめしかわ製造業	五〇	五〇	一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	七〇	五〇
一五五	毛皮製造業	三〇	三〇			(2) その他のもの	二〇	一〇
一五六	板ガラス製造業	二五	二〇				二〇	
一五七	板ガラス加工業	二五	二〇				二〇	
一五八	ガラス製加工素材製造業	二五	二〇				二〇	一〇

一七九	熱間圧延業(一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの (2) その他のもの	七〇	五〇	一八九	めつき鋼管製造業	三〇	二〇
一八〇	冷間圧延業(一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの (2) その他のもの	七〇	五〇	一九一	表面処理鋼材製造業(一八七の項から前項までに掲げるものを除く。)	六〇	五〇
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの (2) その他のもの	六〇	五〇	一九二	鍛鋼製造業	三〇	二〇
一八二	鋼管製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの (2) その他のもの	六〇	五〇	一九三	鍛工品製造業	二〇	一〇
一八三	伸鉄業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの (2) その他のもの	六〇	五〇	一九四	鍛鋼製造業	二〇	一〇
一八四	磨棒鋼製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの (2) その他のもの	六〇	五〇	一九五	銑鉄鋳物製造業(一九六の項及び一九七の項に掲げるものを除く。)	二〇	一〇
一八五	引抜鋼管製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの (2) その他のもの	六〇	五〇	一九六	鋳鉄管製造業	二〇	一〇
一八六	伸線業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの (2) その他のもの	六〇	五〇	一九七	可鍛鉄製造業	二〇	一〇
一八七	ブリキ製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの (2) その他のもの	二〇	一〇	一九八	鉄粉製造業	二〇	一〇
一八八	亜鉛鉄板製造業	(1) ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの (2) その他のもの	三五	二〇	一九九	鉄鋼業(一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)	六〇	五〇
					二〇〇	非鉄金属製造業	二五	二〇
					二〇一	電気めつき業	一〇〇	八〇
					二〇二	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	七〇	六〇
						(1) 窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの (2) アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	六五	六〇
						(1) 溶融めつき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	三〇	二〇
						(2) その他のもの	二〇	一〇

二〇三	一般機械器具製造業	(3) その他のもの	二五	二〇	二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業		二五	二〇
二〇四	電子回路製造業		二五	二〇	二二三	飲食店		四五	三〇
二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	(1) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り。)	四〇	三〇	二二四	宿泊業		四五	三〇
		(2) 半導体素子製造工程	三〇	二五	二二五	リネンサプライ業		二五	二〇
二〇六	輸送用機械器具製造業	(1) 自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限り。)	四五	二五	二二六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		二五	二〇
		(2) その他のもの	二五	一五	二二八	写真業又は写真現像・焼付業		三〇	二五
二〇七	精密機械器具製造業	(1) 時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)	四〇	二〇	二二九	自動車整備業		三〇	二五
		(2) その他のもの	二五	二〇	二三〇	病院		四〇	三〇
二〇八	ガス製造工場		二五	二〇	二二二	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。)	(1) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	四五	三五
二〇九	下水道業	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)	二〇	二〇			(2) その他のもの	五〇	四〇
二一〇	空瓶卸売業	(2) その他のもの	四〇	三〇	二三三	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	(1) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	二〇	一〇
二一一	共同調理場(学校給食法第六条に規定する施設をいう。)		二五	二〇		(2) その他のもの	三〇	二〇	

項番号	業種その他の区分	りん含有量(単位一リットルにつきミリグラム)	(1)	(2)	二二二	二二一	二二〇	二一九	二一八	二一七	二一六	二一五	二一四
八	水産缶詰・瓶詰製造業	五・五	三・五	三〇	植物油脂製造業	(1) 米糠を原料として使用するもの	十二	三・五					
七	畜産食品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	八	六	二九	パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)		五・五	三・五					
六	乳製品製造業	一〇	六	二八	米菓製造業		四	三					
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四	三	二七	ビスケット類・干菓子製造業		四	三					
四	非金属鉱業	三	二	二六	生菓子製造業		六	四					
三	天然ガス鉱業	三	二	二五	パン製造業		六	四					
二	畜産農業	一〇	八	二四	小麦粉製造業		四	三・五					
別表三	業種その他の区分	(1)	(2)	二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		五・五	三・五					
				二二	砂糖精製業		四	三					
				二一	食酢製造業		七・五	五・五					
				一九	うま味調味料製造業		五・五	四					
二二二	二の項から前項までに分類されないもの	六〇	三五	一八	しょう油・食用アミノ酸製造業		八	五					
	(1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水(二二一の項及び二二二の項に掲げるものを除く。)			一七	味そ製造業		七・五	五・五					
	(2) その他のもの	四〇	三〇	一六	野菜漬物製造業		五・五	三・五					
二二一	試験研究機関(規則第一条の二各号に掲げるものをいう。)	三〇	二五	一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		八	四					
二二〇	地方卸売市場	三〇	二五	一四	水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)		八	六					
二一九	中央卸売市場	三〇	二五	一三	冷凍水産食品製造業		八	四・五					
二一八	と畜場	三〇	二五	一二	冷凍水産物製造業		七・五	五					
二一七	死亡獣畜取扱業	三〇	二五	一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		七・五	五					
二一六	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	四〇	三〇	一〇	魚肉ハム・ソーセイジ製造業		五・五	三・五					
二一五	廃油処理業	三五	三〇	九	寒天製造業		五・五	三・五					
二一四	ごみ処理業	二五	二〇				五・五	三・五					

八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六									
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパ ルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパ ルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料 とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の 離解工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料 とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを 除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラ フトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ 製造工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしク ラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを 除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミ グラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラン ドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパ ルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製 造工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケ ミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパ ルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパ ルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又は サーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイ トパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ 製造工程に係るもの									
二・五	二・五	二・五	二	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五									
二	二	二	一・五	二	二	二	二	二	二	二									
一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	
無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	から前項までに掲げるものを除く。）	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項 織維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	乾式法による織維板製造業	セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工 程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工 程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	ドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカ ニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの
三	三	四	三	一〇	一〇	三・五	三・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二	二	二・五	二	二
二	二	二・五	二	一〇	一〇	二・五	二・五	二	二	二	二	二	二	二	一・五	一・五	二	二	二

一〇八	無機化学工業製品製造業（一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) りん及びりん化合物製造工程 (2) その他のもの	二一	四・五	一〇八	メタン誘導品製造業 発酵工業	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	三	四	二	二
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	七	六	一〇九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	一五・五	六	二	二
一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	七	六	一一〇	プラスチック製造業	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	三	三	二	二
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	五	二	一一一	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) 有機りん系農業原体製造工程 (2) その他のもの	六〇	三	三	三
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	二	一	一一二	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	二・五	二	二	二
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	七	六	一一三	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	(1) りん又はその化合物を原料として使用するもの (2) その他のもの	二・五	二	二	二
一一四	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	二	一	一一四	合成繊維製造業	(1) りん又はその化合物を原料として使用するもの (2) その他のもの	二	一・五	二	二
一一五	脂肪族系中間物製造業	(1) りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの (2) その他のもの	一〇	六	一一五	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	(1) りん又はその化合物を原料として使用するもの (2) その他のもの	二・五	二	二	二
			三	二	一一六	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	(1) りん又はその化合物を原料として使用するもの (2) その他のもの	二・五	二	二	二
					一一七	塗料製造業	(1) りん又はその化合物を原料として使用するもの (2) その他のもの	二・五	二	二	二
					一一八	印刷インキ製造業	(1) りん又はその化合物を原料として使用するもの (2) その他のもの	二・五	二	二	二
					一一九	医薬品原薬・製剤製造業	(1) りん又はその化合物を原料として使用するもの (2) その他のもの	八	五	五	五
					一二〇	医薬品原薬・製剤製造業	(1) りん又はその化合物を原料として使用するもの (2) その他のもの	六	五	五	五

一三二	医薬品製剤製造業				一五六	板ガラス製造業	二・五	二
一三三	生物学的製剤製造業		三・五		一五七	板ガラス加工業	二・五	二
一三四	生薬・漢方製剤製造業		三		一五八	ガラス製加工素材製造業	二・五	二
一三五	動物用医薬品製造業		三		一五九	ガラス容器製造業	二・五	二
一三六	火薬類製造業		二	一・五	一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	二・五	二
一三七	農薬製造業		三		一六一	卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業	二・五	二
一三八	合成香料製造業		三		一六二	ガラス繊維(長繊維に限る)・同製品製造業	二・五	二
一三九	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)		三		一六三	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	二・五	二
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業		三		一六四	ガラス・同製品製造業(一五六の項から前項までに掲げるものを除く。)	二・五	二
一四二	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)		四		一六五	生コンクリート製造業	二	一・五
一四三	写真感光材料製造業		三		一六六	コンクリート製品製造業	二・五	二
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		三		一六七	セメント製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	二・五	二
一四五	イオン交換樹脂製造業		三		一六八	黒鉛電極製造業	二・五	二
一四六	化学工業(一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。)		三		一六九	砕石製造業	三	二・五
一四七	石油精製業		二		一七〇	鋳物・土石粉碎等処理業	二・五	二
一四八	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)		二・五		一七二	うわ葉製造業	二・五	二
一四九	コークス製造業		二・五		一七三	高炉による製鉄業	二	一・五
一五〇	石油コークス製造業		二・五		一七五	フェロアロイ製造業	二・五	二
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業		二・五		一七六	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	二・五	二
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		二・五		一七八	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む)又は電気炉(単独電気炉を含む)によるものに限る。)	二・五	二
一五三	ゴム製品製造業(前二項に掲げるものを除く。)		二・五		一七九	熱間圧延業(一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。)	二・五	二
一五四	なめしかわ製造業		二・五					
一五五	毛皮製造業		二・五					

二〇〇	非鉄金属製造業	三	二・五	二〇九	下水道業	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの	二	二
一九九	鉄鋼業（二七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	二・五	二	二〇八	ガス製造工場	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの	二	一・五
一九八	鉄粉製造業	二・五	二				二〇七	精密機械器具製造業
一九七	可鍛鉄製造業	二・五	二	二〇六	輸送用機械器具製造業	(1) 自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	四	二
一九六	鋳鉄管製造業	二・五	二				(2) その他のもの	二・五
一九五	鋳鉄鋳物製造業（一九六の項及び一九七の項に掲げるものを除く。）	二・五	二	二〇五	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）	(1) 民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	七	四
一九四	鋳鋼製造業	二・五	二				(2) その他のもの	二・五
一九三	鍛工品製造業	二・五	二	二〇四	電子回路製造業	(1) 民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	二・五	二
一九二	鍛鋼製造業	二・五	二				(2) その他のもの	二・五
一九一	表面処理鋼材製造業（二八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	二・五	二	二〇三	一般機械器具製造業	(1) りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	七	四
一九〇	めっき鉄鋼線製造業	二・五	二				(2) その他のもの	二・五
一八九	めっき鋼管製造業	二・五	二	二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	(1) 溶融めつき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	二・五	三
一八八	亜鉛鉄板製造業	二・五	二				(2) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）	二・五
一八七	ブリキ製造業	二・五	二	二〇一	電気めつき業	(1) りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	四	二・五
一八六	伸線業	二・五	二				(2) その他のもの	四
一八五	引抜鋼管製造業	二・五	二	二〇一	電気めつき業	(1) りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	二・五	三
一八四	磨棒鋼製造業	二・五	二				(2) その他のもの	二・五
一八三	伸鉄業	二・五	二	二〇一	電気めつき業	(1) りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	二・五	三
一八二	鋼管製造業	二・五	二				(2) その他のもの	二・五
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	二・五	二	二〇一	電気めつき業	(1) りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの	二・五	三
一八〇	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）	二・五	二				(2) その他のもの	二・五

二二〇	空瓶卸売業	(2) その他のもの	四・五	三・五	三	二二三	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	(1) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの	三	二
二二一	共同調理場(学校給食法第六条に規定する施設をいう。)		四	三		二二四	ごみ処理業	(2) その他のもの	六	三
二二二	弁当仕出屋又は弁当製造業		六	四		二二五	廃油処理業		五	四・五
二二三	飲食店		八	五		二二六	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)		四	二
二二四	宿泊業		五	四・五		二二七	死亡獣畜取扱業		四・五	三・五
二二五	リネンサプライ業		八	六		二二八	と畜場		七	三・五
二二六	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		八	六		二二九	中央卸売市場		四・五	三・五
二二八	写真業又は写真現像・焼付業		四・五	三・五		二三〇	地方卸売市場		四・五	三・五
二二九	自動車整備業		四・五	三・五		二三一	試験研究機関(規則第一条の二各号に掲げるものをいう。)		四	三
二二〇	病院		五	四・五		二二三	二の項から前項までに分類されないもの	(1) 食料品製造業(五の項から四〇の項までに掲げるものを除く。)	八	六
二二二	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限る。)	(1) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの (2) その他のもの	三	二・五	三	二二三	二の項から前項までに分類されないもの	(2) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水(二二二の項及び二二三の項に掲げるものを除く。)	八	六
二二三	し尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。)	(1) 第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの (2) その他のもの	三・五	三	三	二二三	二の項から前項までに分類されないもの	(3) その他のもの	四	三